

第23回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況

連結注記表

個別注記表

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

株式会社イード

法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の
当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。
当社ウェブサイト <https://www.iid.co.jp/ir/>

業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制として、2006年8月24日開催の取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定めた以降、適宜改訂を行っております。現在の体制の整備の概要は以下の通りです。

- (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 代表取締役及び担当役員が、当社及び当社グループ会社（以下、「当社グループ」という）に対し、企業活動における法令順守及び社会倫理の遵守を周知徹底する
 - ② 「コンプライアンス・内部通報窓口規程」により、コンプライアンスに対する基本的方針を定め、コンプライアンス違反行為に対しては当社グループ取締役及び使用人（以下、「当社グループ役職員等」という）が直接通報できる窓口を設け、当社グループ役職員等におけるコンプライアンスの周知徹底を図り、企業の健全な内部体制を構築する
 - ③ コンプライアンス上、重要性の高いものは取締役会及び監査役へ報告する
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 経営会議議事録、取締役会議事録、株主総会議事録、その他職務執行に係る情報を文書（電子的記録を含む）により保存する
 - ② 文書の対象、保存期間その他の管理体制については法令によるもののほか、当社文書管理規程、情報セキュリティ管理規程及びこれらに付随するガイドライン等による
 - ③ 監査役または取締役が求めたときは、代表取締役はいつでも当該文書を閲覧または謄写に供する
 - ④ 当該規程等を改定する場合には、規程管理規程に基づき行うこととし、取締役会または経営会議において承認を得るものとする

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに経営会議・取締役会、監査役に当該事実を報告するとともに、緊急リスク対策委員会を設置する等、適切な対策を講じる
- ② 個人情報の管理・取扱については、プライバシーマーク更新に伴い再整備する個人情報保護規程及び関連規程に従い、適切な対応を行うと同時に従業員教育も行う
- ③ 危機管理規程に基づく対応の新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、取締役主導のもと、規程・マニュアル・ガイドライン等を制定、従業員教育の実施等、管理体制を構築する
- ④ 経営戦略に関する意思決定など経営判断に関するリスクについては、必要に応じて弁護士、公認会計士など外部専門家の助言を受け、関係部門において分析及び対策を検討する

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社規程に基づき、取締役会を月1回定時に開催するほか、迅速な意思決定を行うため必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、常勤取締役及び執行役員で構成する経営会議を原則として毎週開催し、各種案件や業務遂行について審議・意思決定を行う
- ② 毎事業年度末に翌事業年度の各事業部、子会社及び当社グループ全体の予算を策定後取締役会で承認し、これを役職員が共有するとともに、当社管理部門が月次・四半期ごとの予算・実績管理、進捗管理を行い、各責任者が結果報告並びに要因の分析を行う
- ③ 「職務権限規程」に基づき、権限を明確にするとともに、権限委譲を図る

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社管理規程に基づき、当社への決裁・報告制度によりグループ各社の経営管理を行う
- ② 当社内部監査人は、子会社を含めた内部監査を実施し、当社グループの内部統制の運営状況の把握及び改善策の指導、実施を行う
- ③ 当社監査役は、当社グループの業務の適正を確保するために必要な監査を行う

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 当社の現状を勘案し、当面特定の監査役補助使用人を設置しないが、監査役が必要と認めた場合は、使用人を監査役への補助にあたらせることとする。この場合、監査役はあらかじめ取締役に通知する
 - ② 使用人の監査役補助業務遂行について、取締役はその独立性について、自らも認識するとともに関係者に徹底させる
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ① 取締役は監査役に対し下記の事項を報告する
 - ・ 経営会議に付議された重要案件
 - ・ 当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実
 - ・ 毎月の経営状況として重要な事項
 - ・ 上記のほか監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
 - ② 当社グループ役員は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び重大な法令・定款違反に関する事実を発見した場合は、当社監査役に直接報告することができるものとする
 - ③ 監査役へ報告したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護する
- (8) その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は必要に応じて、取締役に對して必要な調査・報告等を要請することができる
 - ② 監査役は経営会議ほか重要な会議に出席することができる
 - ③ 監査役は必要に応じて内部監査に立ち会うことができる
 - ④ 監査役が職務執行に要する費用について当社に請求した場合、職務執行に必要ではないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きにより当社が負担する
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、毎事業年度末日を基準日とした内部統制報告書を経営者の指示により、内部監査担当部署が作成し、内部統制の整備及び運用を行う

(10) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力との関係遮断の基本方針を定め、当社グループ役職員等に周知徹底するとともに、反社会的勢力への対応部署を設置し、警察等の外部機関との協力体制を維持強化する
- ② 不当要求対応マニュアル等を使った当社グループ役職員に対する社内教育を実施し、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求を毅然として拒否する体制とする

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では業務の適正を確保するための体制の整備及び運用状況について定期的に検証を行っており、その適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下の通りです。

- ① 取締役会を19回開催し、取締役の職務執行の適法性を確保し取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席し、議案の審議及び意見交換を実施しております。また、監査役会は13回開催し、社外監査役が出席しております。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査人、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査人は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。監査によって判明した問題点・課題事項等については、都度是正措置を行い、適切な運用に努めております。
- ④ 当社グループ内の法令順守及びリスク管理意識の向上のための社内研修を実施し、当社グループ役職員への周知徹底に努めました。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

主要な連結子会社の名称 株式会社エンファクトリー
株式会社ネットショップ総研
マイケル株式会社
SAVAWAY株式会社

2021年7月1日にNHN SAVAWAY株式会社の全株式を取得したため、当連結会計年度の期首より連結の範囲に含めております。なお、同社は2021年7月1日にSAVAWAY株式会社に商号を変更しております。

また、当連結会計年度の期首に、Interface in Design, Inc.は清算が終了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 株式会社リンク

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 2社

主要な会社等の名称 株式会社絵本ナビ
SODA株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 株式会社リンク

持分法を適用しない理由

非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法により処理しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品：主として移動平均法による原価法

(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕 掛 品：個別法による原価法

(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原 材 料 及 び：移動平均法による原価法

貯 蔵 品 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しております。

主な耐用年数

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～15年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
自社利用のソフトウェアについては利用可能期間（主として5年）にわたり償却しております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用
均等償却を採用しております。
なお、主な償却期間は5年です。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。
- ② ポイント引当金
リサーチモニターに対するインセンティブとして付与したポイントの利用に備えるため、また、オンラインショッピング事業において一部ポイント使用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規則に基づく連結会計年度末要支給額を計上していましたが、現在は、役員退職慰労金制度を廃止しております。当連結会計年度末の役員退職慰労引当金残高は、制度の廃止以前から在任している役員に対する支給予定額であります。
- ④ 賞与引当金
一部子会社にて従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担分を計上しています。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- ① 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
- ② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- ③ のれんの償却方法及び償却期間
投資効果の発現する期間（5年）にわたり均等償却しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

① マーケティングサービス

主に「iid-CMP（イード・コンテンツ・マーケティング・プラットフォーム）」にて運営するWebメディア、コンテンツを通じて、顧客企業へマーケティングサービス（インターネット広告、データ・コンテンツ提供、メディア・システム）を提供しております。

インターネット広告については、主に顧客との契約に基づく広告を契約期間にわたって掲載しており、当該掲載期間にわたって履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

データ・コンテンツ提供については、主にECサイトを通じた消費者への商品の販売や当社が保有するデータ、記事、コンテンツの販売を行っており、顧客に対して商品を出荷した時点、またはデータ、記事、コンテンツを提供した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

メディア・システムについては、主にメディア向け、EC向けのシステム提供・運営支援を行っており、システムの構築・制作については顧客の検収が行われた時点、運用保守やプラットフォーム・サーバの提供については、契約期間にわたってサービスを提供するにつれて履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

なお、上記のうち、当社グループが代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

② 出版

主にパズル雑誌、アニメ雑誌の販売を行っております。製品を納品した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。返品されると見込まれる出版物については、一定期間の返品実績率等に基づき取引価格を算定し、販売時には収益を認識せず、当該出版物について受け取る対価の額で返金負債を認識しております。

③ ソリューションサービス

主にリサーチソリューションの提供をしており、顧客からの依頼に基づき定量調査や生活者個人に対する定性調査を実施し、調査結果レポート等の成果物を納品しております。納品した成果物を顧客が検取した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

なお、いずれも取引の対価については、履行義務の充足時点から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

(1) 本人及び代理人取引に係る収益認識

顧客への財またはサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客から受け取る額から仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。また、当社の役割が本人に該当する取引のうち、顧客から受け取る額から販売店等の手数料相当額を控除した純額で収益を認識していたものは、総額で収益を認識する方法に変更しています。

(2) 取扱手数料に係る収益認識

顧客に対して支払いを行っている場合で顧客に支払われる対価が顧客からの別個の財またはサービスに対する支払ではない場合については、従来は販売手数料として販売費及び一般管理費として計上していましたが、取引価格から当該対価を控除して収益を認識する方法に変更しています。

(3) 子会社が運営するポイント制度に係る収益認識

当社の子会社が運営するポイント制度に基づき、顧客への商品販売に伴い付与するポイントについて、従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、ポイント引当金繰入額を販売費及び一般管理費として計上していましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

(4) 他社が運営するポイント制度に係る収益認識

他社が運営するポイント制度に基づき、顧客への商品販売に伴い付与するポイントについて、従来は、販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、取引価格から付与ポイント相当額を差し引いた金額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いにしたがっており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当連結会計年度の売上高は438,438千円減少、売上原価は315,262千円減少、販売費及び一般管理費は123,176千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。また、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」の一部を、当連結会計年度の期首より「流動負債」の「その他（契約負債）」に含めて表示しております。

さらに、「流動負債」に表示していた「返品調整引当金」については「返金負債」へ科目名称を変更しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

当連結会計年度の期首より「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた社債その他の債券等については取得原価をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって連結貸借対照表価額としております。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めておりました「未払費用」(前連結会計年度76,669千円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

連結損益計算書

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」(当連結会計年度2,528千円)及び「固定資産受贈益」(当連結会計年度3,237千円)は金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」(当連結会計年度386千円)は金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

企業結合により取得したのれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 172,831千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

のれんの減損の兆候判定を行っており、のれんを含む資金生成単位について、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている場合や、著しい経営環境の悪化が生じている場合等において、減損の兆候を識別しております。減損の兆候が認められる場合には、減損要否の判定を経て、必要と認められる場合に減損損失を計上しています。

のれんの減損要否の判断においては、事業の取得時における損益計画に基づき決定された取得価額に含まれるのれん相当額の価値が、損益計画の業績達成が見込まれないことにより毀損していないかを確認することが求められており、のれんの残存償却期間に亘って得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積総額に基づく超過収益力相当額と、のれんの帳簿価額との比較によって行っております。

見積りの基礎とする損益計画は、主として対象事業の将来のPV(ページビュー)数や、PVあたり広告単価によって影響を受けますが、将来のPV数やPVあたり広告単価は、将来の市場環境や競争環境の変化等により左右されます。

これらの見積もりにおいては、決算時点で入手可能な情報に基づき、合理的に判断し算定しております。なお、将来の不確実な市場環境や競争環境の変化等により影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類ののれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

受取手形	9,994千円
売掛金	826,076千円
契約資産	— 千円

2. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 69,452千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の数

株式の種類	当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末
普通株式(株)	5,012,200	14,200	—	5,026,400

2. 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

普通株式	72,700株
------	---------

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として非上場株式であります。

デリバティブに関連する取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、長期貸付金は、取引先の信用リスクに晒されていますが、当社グループは、営業債権及び長期貸付金について、取引先ごとに期日及び残高を管理し、約定期限を過ぎた債権については、その原因及び回収予定の把握を行うとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式及び投資事業有限責任組合に対する出資金であり、信用リスクに晒されていますが、定期的に発行体（取引先企業）及び投資事業有限責任組合の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金及び未払金は1年以内の支払期日となります。借入金の使途は運転資金であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりとなります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）をご参照ください。また、「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「買掛金」「電子記録債務」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	100,000	100,000	—
資産計	100,000	100,000	—
長期借入金 （一年内返済予定含む）	300,000	300,189	△189
負債計	300,000	300,189	△189

(注1) 有価証券及び投資有価証券に関する事項

- ① 種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	100,000	100,000	—
小計	100,000	100,000	—
合計	100,000	100,000	—

- ② 有価証券について21,002千円の減損処理を行っております。なお、非上場株式の減損にあたっては、期末における実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

	当連結会計年度
非上場株式	316,971
投資事業有限責任組合出資金	32,203

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,905,294	—	—	—
受取手形及び売掛金	836,071	—	—	—
合計	3,741,365	—	—	—

(注4) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）の連結決算日後の返済予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	80,000	80,000	80,000	60,000	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	—	100,000	—	100,000
資産計	—	100,000	—	100,000

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	—	300,189	—	300,189
負債計	—	300,189	—	300,189

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

その他は非上場株式の新株予約権であります。新株予約権は、活発な市場における類似の資産に関する市場取引の価格を用いて評価しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	クリエイター プラットフォーム 事業	クリエイター ソリューション 事業	合計
マーケティングサービス	4,220,437	—	4,220,437
出版ビジネス	579,113	—	579,113
ソリューションサービス	—	774,643	774,643
顧客との契約から生じる収益	4,799,551	774,643	5,574,194
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	4,799,551	774,643	5,574,194

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	768,736
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	836,071
契約負債（期首残高）	25,737
契約負債（期末残高）	69,452

契約負債は、主に、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、顧客から受け取った前受金及びサービスにかかる顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額について、重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予定される顧客との契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 763円 51銭
- 1株当たり当期純利益 91円 91銭

本連結注記表中の記載金額及び記載数値につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法により処理しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品：移動平均法による原価法

(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品：個別法による原価法

(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料及び：移動平均法による原価法

貯蔵品 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しております。

主な耐用年数

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては利用可能期間（５年）にわたり償却しております。

また、のれんについては投資効果の発現する期間（５年）にわたり償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

リサーチモニターに対するインセンティブとして付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規則に基づく事業年度末要支給額を計上しておりましたが、現在は、役員退職慰労金制度を廃止しております。当事業年度末の役員退職慰労引当金残高は、制度の廃止以前から在任している役員に対する支給予定額であります。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

① マーケティングサービス

主に「iid-CMP（イード・コンテンツ・マーケティング・プラットフォーム）」にて運営するWebメディア、コンテンツを通じて、顧客企業へマーケティングサービス（インターネット広告、データ・コンテンツ提供、メディア・システム）を提供しております。

インターネット広告については、主に顧客との契約に基づく広告を契約期間にわたって掲載しており、当該掲載期間にわたって履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

データ・コンテンツ提供については、主にECサイトを通じた消費者への商品の販売や自社が保有するデータ、記事、コンテンツの販売を行っており、顧客に対して商品を出荷した時点、またはデータ、記事、コンテンツを提供した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

メディア・システムについては、主にメディア向け、EC向けのシステム提供・運営支援を行っており、システムの構築・制作については顧客の検収が行われた時点、運用保守やプラットフォーム・サーバの提供については、契約期間にわたってサービスを提供するにつれて履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

なお、上記のうち、当社が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

② 出版

主にパズル雑誌、アニメ雑誌の販売を行っております。製品を納品した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。返品されると見込まれる出版物については、一定期間の返品実績率等に基づき取引価格を算定し、販売時には収益を認識せず、当該出版物について受け取る対価の額で返金負債を認識しております。

③ ソリューションサービス

主にリサーチソリューションの提供をしており、顧客からの依頼に基づき定量調査や生活者個人に対する定性調査を実施し、調査結果レポート等の成果物を納品しております。納品した成果物を顧客が検収した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

なお、いずれも取引の対価については、履行義務の充足時点から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

(1) 本人及び代理人取引に係る収益認識

顧客への財またはサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客から受け取る額から仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。また、当社の役割が本人に該当する取引のうち、顧客から受け取る額から販売店等の手数料相当額を控除した純額で収益を認識していたものは、総額で収益を認識する方法に変更しています。

(2) 取扱手数料に係る収益認識

顧客に対して支払いを行っている場合で顧客に支払われる対価が顧客からの別個の財またはサービスに対する支払ではない場合については、従来は販売手数料として販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、取引価格から当該対価を控除して収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いにしたがっており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の売上高は427,448千円減少、売上原価は397,792千円減少、販売費及び一般管理費は29,655千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「返品調整引当金」については「返金負債」へ科目名称を変更しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首より「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた社債その他の債券等については取得原価をもって貸借対照表価額としておりましたが、観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって貸借対照表価額としております。

(表示方法の変更)

損益計算書

前事業年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「固定資産受贈益」(当事業年度3,237千円)は金額が僅少となったため、当事業年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、区分掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」(当事業年度386千円)は金額が僅少となったため、当事業年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

企業結合により取得したのれんの評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん 154,110千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

のれんの減損の兆候判定を行っており、のれんを含む資金生成単位について、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている場合や、著しい経営環境の悪化が生じている場合等において、減損の兆候を識別しております。減損の兆候が認められる場合には、減損要否の判定を経て、必要と認められる場合に減損損失を計上しています。

のれんの減損要否の判断においては、事業の取得時における損益計画に基づき決定された取得価額に含まれるのれん相当額の価値が、損益計画の業績達成が見込まれないことにより毀損していないかを確認することが求められており、のれんの残存償却期間に亘って得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積総額に基づく超過収益力相当額と、のれんの帳簿価額との比較によって行っております。

見積りの基礎とする損益計画は、主として対象事業の将来のPV(ページビュー)数や、PVあたり広告単価によって影響を受けますが、将来のPV数やPVあたり広告単価は、将来の市場環境や競争環境の変化等により左右されます。

これらの見積りにおいては、決算時点で入手可能な情報に基づき、合理的に判断し算定しております。なお、将来の不確実な市場環境や競争環境の変化等により影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類ののれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する金銭債権・債務（区分掲記したものを除く）

(1) 短期金銭債権	2,726千円
(2) 短期金銭債務	1,606千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引によるもの

売上高	24,056千円
売上原価	12,242千円
販売費及び一般管理費	350千円
営業取引以外の取引による取引高	2,070千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末
普通株式(株)	33,493	132,000	67,100	98,393

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

【繰延税金資産】

資産調整勘定	135,571千円
関係会社株式評価損	134,234千円
未払賞与	28,480千円
投資有価証券評価損	24,449千円
資産除去債務	12,584千円
貸倒引当金	10,786千円
株式報酬費用	7,880千円
未払事業税	7,058千円
その他	26,264千円
繰延税金資産 小計	387,311千円
評価性引当額	160,272千円
繰延税金資産 合計	227,039千円

【繰延税金負債】

資産除去債務に対応する除去費用	11,277千円
その他	793千円
繰延税金負債 合計	<u>12,070千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>214,968千円</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末 残高
子会社	株式会社 ネットショップ 総研	所有 直接90%	役員の兼任 役務の受入 役務の提供 資金の貸付	資金の 貸付 (注)	—	1年内回収 予定の関係 会社長期貸 付金 関係会社 長期貸付金	70,965
子会社	SAVAWAY 株式会社	所有 直接100%	役員の兼任 役務の提供 資金の貸付	資金の 貸付 (注)	50,000	1年内回収 予定の関係 会社長期貸 付金 関係会社 長期貸付金	40,975

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 役員

(単位：千円)

種類	氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
役員	宮川 洋	(被所有) 直接 3.44%	当社 代表取締役	ストックオプ ションの 権利行使	11,400	—	—

(注) 2012年2月9日開催の臨時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の(収益認識に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | | |
|---------------|------|-----|
| 1. 1株当たり純資産額 | 715円 | 88銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 78円 | 28銭 |

本個別注記表中の記載金額及び記載数値につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。